

副本

平成28年(行ウ)第195号, 同第205号, 同第212号

年金額減額処分取消請求事件

原告 山崎彰ほか120名

被告 国(処分行政庁 厚生労働大臣)

被告第2準備書面

平成29年5月24日


大阪地方裁判所第7民事部合議1口係 御中

被告指定代理人

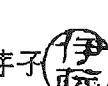
清水 真 

望月 一 

安田 博 


伊藤 祐太 

鈴木 野 崇 


日向寺 裕芽子 

石毛 雅之 

鈴木 暢介 


奥 水 慎 吾 

宗 得 貴 之 

中 村 明 宏 

工 島 洋 成 

関 森 勝 

伊 藤 弘 記 

佐 藤 悠 


風 間 龍 介 

松 本 夏 実 

小 杉 光 恵 

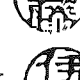
矢 作 靖 

中 西 秀 樹 

畑 中 正 視 

三 井 修 

服 部 順 一 

谷 山 雅 子 

- 第1 「第3 求釈明1 基礎年金制度と憲法25条との関係について」の「3 求釈明事項」について6
- 1 「(1) 老齢基礎年金の年金額算定の根拠の一つである『基礎的支出』の概念について、教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費を雑費として同概念から控除した理由について明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)5ページ)について6
- 2 「(2) 『基礎的支出』概念を定めた昭和60年当時の高齢者の生活実態について、どのような同居の家族構成を前提としていたのか。また、その後、高齢者の同居家族は増加したのか、減少したのか。」(原告ら準備書面(2)5ページ)及び「(3) 本件処分時においても、基礎年金は老後の生活の基礎的部分を保障するものでなければならないとの見解に変更はないのか。そうであれば、本件処分時における『基礎的支出』(食料費、住居費、光熱費、被服費)の合計額は、1か月何円であると考えて年金改定をおこなったのか。」(同ページ)について7
- 3 「(4) 老齢基礎年金の年金額を定めるにあたって、生活保護扶助基準額は一切考慮されなかったのか。仮に考慮されたのであれば、どのような形で考慮されたのか明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)2ページ)について.....9
- 4 「(5) 被告は、『老齢基礎年金の額が定められた際も、必ずしも、生活保護における生活扶助基準額を上回る必要があるとはされなかったのである。』(被告第1準備書面27頁)と主張するが、具体的にどのような場面の議論において、『生活保護における生活扶助基準額を上回る必要があるとはされなかったのか』明らかではない。そこで、どのような場面でそのような議論がなされたのか明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)5ページ)について9
- 5 「(6) 現在の老齢基礎年金支給額と、生活扶助基準額は、それぞれ幾らの金額か。」(原告ら準備書面(2)5ページ)について9
- 第2 「第4 求釈明2 物価スライド『特例法』について」の「2 求釈明事項」

	について	10
1	「(1) 物価スライド特例法制定に至った立法事実をなお具体的に明らかにされ、これに基づく立法趣旨を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 6 ページ) について	10
2	「(2) 物価スライド特例法が制定された背景とされる『当時の社会経済情勢』の具体的内容について、明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 6 ページ) について	10
第3	「第5 求釈明3 『特例水準』解消の必要性に関して」の「2 求釈明事項」について	11
1	「(1) 被告は『特例水準』により現役世代に本来以上の負担を掛けることになるという主張されるが、『特例水準』の年金を支給した場合とそうでない場合とで、現役世代の負担額にどのような差異が生じるのか、その具体的な内容・程度を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 7 ページ) について	11
2	「(2) 平成24年改正法で『特例水準』の解消が行われたとするが、このような方式を採用するにあたり、年金受給者の年金水準、生活実態、『特例水準』の解消を理由に年金額を低下させることによる不利益の内容・程度について、検討が行われた否か(マ)。行われたとすれば、どこでどのような検討が行われたか、及び、その検討の内容を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 7 ページ) について	13
3	「(3) 平成25年から平成27年の3年間で『特例水準』を解消しなければならなかった必要性について、どこでどのように検討されたのか、その内容を具体的に明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 7 ページ) について	14
4	「(4) マクロ経済スライドの適用が予定されている期間を、その根拠とともに明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 7 ページ) について	16
第4	「第6 求釈明4 『特例水準』の『解消』に関して」の「2 求釈明事項」について	16

第5 「第7 求釈明5 年金積立金について」の「2 求釈明事項」について

-
- 19
- 1 「(1) 年金積立金の収入費目と費目ごとの金額及び支出費目と支出費目ごとの金額並びに残高について、平成12年度から平成27年年度(マ)まで各年度の積立金会計を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)8ページ)について
.....19
- 2 「(2) 年金積立金が今後増額等していくと予測される金額の推移を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)8ページ)及び「(5) 年金積立金を年金支給額の財源として充当していく時期、その理由を明らかされたい。」(原告ら準備書面(2)9ページ)について20
- 3 「(3) 被告は、『現在の受給者に高い水準の年金を支給し続けた場合、その分将来の受給者の給付を賄うための財源が減少し、将来世代の給付水準が低下することとなりかねない状態であった。』(被告準備書面43頁)と主張する。ここで被告のいう『将来の受給者の給付を賄うための財源』とは年金積立金を含むのか。そうであるならば、『特例水準』が従前のまま続けば、具体的に年金積立金がどれだけ目減りすることになるのか明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)8ページ)及び「(4) 『特例水準』が解消される前の水準を継続した場合、年金積立金の目減りが、将来における年金の給付水準にどれだけの影響を与えることになるのかを明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)9ページ)について21

被告は、本準備書面において、原告らの2017（平成29）年2月21日付け原告ら準備書面(2)（以下「原告ら準備書面(2)」という。）第3ないし第7（4ないし9ページ）における求釈明に対し、必要と認める範囲で回答するとともに、従前の主張をふえんする。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 「第3 求釈明1 基礎年金制度と憲法25条との関係について」の「3 求釈明事項」について

1 「(1) 老齢基礎年金の年金額算定の根拠の一つである『基礎的支出』の概念について、教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費を雑費として同概念から控除した理由について明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)5ページ)について

本件は、原告らが、被告に対し、原告らの平成25年10月1日以降の年金額を減額する内容の平成24年改正法及び平成25年政令が憲法25条等に違反し、違憲であるとして、平成24年改正法及び平成25年政令に基づく本件処分を取消しを求める事案であり、本件における主たる争点は、平成24年改正法及び平成25年政令が違憲であるか否かである。そうであるところ、被告は、老齢基礎年金が、その制度創設時において、生活保護費とは独立してその額が算定されたことを説明するために、被告第1準備書面第2の4(3)ア及びイ（24ないし27ページ）においてこの点を詳述し、その過程で、「消費支出から雑費を除いたものを基礎的支出とするもので、雑費の内訳は教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費などである。」(同(3)ア(ア)・25ページ)と述べたものである。そして、前記事実は、証拠(乙全第11号証46ページ)上明らかである。

それゆえ、本来、「『基礎的支出』の概念について、教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費を雑費として同概念から控除した理由」は本件訴訟に

における争点とは無関係といえる。しかしながら、本件訴訟の円滑な進行に資するべく、次のとおり回答する。

すなわち、「基礎的支出」算定の目安に教養娯楽費、交通通信費、保健医療費及び交際費を含めなかった理由は、食料費、住居費、光熱費及び被服費は、何人も生活する上で支出を免れない費目であるのに対し、教養娯楽費、交通通信費、保健医療費及び交際費は、その支出に個人差が大きく、何人も生活する上で支出を免れない費目とまでいうことができないためである。

- 2 「(2) 『基礎的支出』概念を定めた昭和60年当時の高齢者の生活実態について、どのような同居の家族構成を前提としていたのか。また、その後、高齢者の同居家族は増加したのか、減少したのか。」(原告ら準備書面(2)5ページ)及び「(3) 本件処分時においても、基礎年金は老後の生活の基礎的部分を保障するものでなければならないとの見解に変更はないのか。そうであれば、本件処分時における『基礎的支出』(食料費、住居費、光熱費、被服費)の合計額は、1か月何円であると考えて年金改定をおこなったのか。」(同ページ)について

まず、そもそも、原告らの前記求釈明は、昭和60年改正法制定に当たり、老齢基礎年金の額が老後の生活の基礎的部分を賄うものとして設定されたことの趣旨を、あたかも老齢基礎年金の額が老後の生活の基礎的部分を賄うに足りる額を下回った場合、直ちに国年法に違反するかのごとく捉えるものと解されるが、このような前提自体誤りであって、前記求釈明は失当であると解される。

すなわち、既に被告第1準備書面第2の4(3)ア(24ないし26ページ)で詳述したとおり、昭和60年改正法が制定され、老齢基礎年金が導入されるに当たって、老齢基礎年金は、老後の生活の基礎的部分を保障するような水準としたいということを基本として設定されたものである。

しかしながら、そもそも我が国の公的年金制度における年金額の水準は、国民生活の水準や物価水準のみならず、年金財政収支のバランス等の諸事情につ

いての総合的な判断によって決定されるものである（乙全第42号証11，12ページ）。すなわち，我が国における公的年金制度は賦課方式を基本とする保険料方式を採用している。そのため，年金給付は，その費用を賄うのに必要な現役世代の保険料負担を前提としているのであって，その額を定めるに当たっても，現役世代の保険料負担を無視して定めることはできない。実際，老齢基礎年金の額も，食料費，住居費，光熱費，被服費といった衣食住にかかる基礎的な消費支出の額のみならず，当時増えていくと見込まれていた将来の保険料負担を被保険者が十分負担できるという範囲内に収めるということなども考え合わせた上で設定されたものである（乙全第30号証26，27ページ）。

そして，被告第1準備書面第2の4(1)ア（22ページ）で述べたとおり，国年法は，その制定当時から，年金額について，「保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は，国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には，変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとする。」と規定している。前記規定のとおり，年金額は，例えば，少子高齢化の進行等，社会経済状況の変動があった場合に，当然に調整ないし改定されることが予定されているものである。

以上のことから明らかなどおり，確かに，老齢基礎年金の額は，昭和60年改正法制定時に老後の生活の基礎的部分を賄うものとして設定されたものの，このことは，国年法が絶対的に老齢基礎年金の額を老後の生活の基礎的部分を賄うに足りる額として保障したことを意味するものではない。

そして，飽くまで，国年法は，昭和60年改正以降の老齢基礎年金の額を，物価スライド及び賃金スライド等により改定することで，その実質的価値を維持しようとしたものであり，その余の指標に基づいて年金額を検討することは，法の予定しないところである。なお，かかる年金額の改定経緯については，既に被告第1準備書面第2の4(3)ないし同第2の5（24ないし48ページ）で述べたとおりである。

以上のとおり、原告らの前記求釈明は、その前提を誤るものと解され、失当であり、回答を要しないものというべきである。

- 3 「(4) 老齢基礎年金の年金額を定めるにあたって、生活保護扶助基準額は一切考慮されなかったのか。仮に考慮されたのであれば、どのような形で考慮されたのか明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 2ページ) について

老齢基礎年金の額を定めるに当たって考慮した各調査結果については、被告第1準備書面第2の4(3)ア(24ないし26ページ)で述べたとおりであり、生活保護の生活扶助基準額を直接考慮した事実はない。

- 4 「(5) 被告は、『老齢基礎年金の額が定められた際も、必ずしも、生活保護における生活扶助基準額を上回る必要があるとはされなかったのである。』(被告第1準備書面27頁)と主張するが、具体的にどのような場面の議論において、『生活保護における生活扶助基準額を上回る必要があるとはされなかったのか』明らかではない。そこで、どのような場面でそのような議論がなされたのか明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2) 5ページ) について

老齢基礎年金額を決定するに際し、国会において、一部の政党から、老齢基礎年金額は生活保護基準を上回る水準にすべきであるとの主張がされている。しかしながら、被告第1準備書面第2の4(3)イ(26及び27ページ)で述べたとおり、老齢基礎年金と生活保護とはその目的や役割が大きく異なっている。また、老齢基礎年金額の水準を引き上げるためには、その分保険料を引き上げることとなり、保険料を納付する現役世代の負担を増やすこととなる。このような観点から、結局、前記主張は採用されず、生活保護基準とは必ずしも関連しない方法で老齢基礎年金額が算定されたのである(乙全第11号証48ないし51ページ)。

- 5 「(6) 現在の老齢基礎年金支給額と、生活扶助基準額は、それぞれ幾らの金額か。」(原告ら準備書面(2) 5ページ) について

平成28年度における老齢基礎年金の額(満額)は、月額6万5008円(年

額78万0100円)である。なお、現在の生活扶助基準額は、本件訴訟とは何ら関連しないことから、回答の要を認めない。

第2 「第4 求釈明2 物価スライド『特例法』について」の「2 求釈明事項」について

- 1 「(1) 物価スライド特例法制定に至った立法事実をなお具体的に明らかにされ、これに基づく立法趣旨を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)6ページ)について

平成12年度の物価スライド特例法案の国会審議において、丹羽厚生大臣(当時)が同法案の提案理由として、「平成11年の年平均の全国消費者物価指数が平成10年に比べ0.3%の下落となったことから、国民年金法などの規定に基づくと、平成12年度においてはこれに応じた減額改定を行うこととなりますが、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年度における特例措置として、公的年金及び各種手当などの額を平成11年度と同額に据え置くこととし、この法律案を提出した次第でございます。」(平成12年3月24日衆議院厚生委員会。乙全第16号証3ページ)と発言しているとおり、同法案の立法趣旨は「現下の社会経済情勢にかんがみ、特例措置として、公的年金等の額を据え置くこと」にある。そして、平成13年度及び平成14年度の物価スライド特例法案の国会審議においても提案理由として当時の厚生労働大臣は同旨の発言を行っている(平成13年2月28日衆議院厚生労働委員会〔乙全第22号証26ページ〕、平成14年3月15日衆議院厚生労働委員会〔乙全第25号証5ページ〕)。

- 2 「(2) 物価スライド特例法が制定された背景とされる『当時の社会経済情勢』の具体的内容について、明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)6ページ)について

物価スライド特例法が制定された当時の社会経済情勢については、平成14

年の国会審議において、宮路厚生労働副大臣（当時）が、「御案内のような経済情勢、家計も大変苦境に立たされておる、可処分所得もむしろ減少ぎみであると、そういう中であって、現在のデフレ状況を1日も早くまた脱却するというようなそういう経済対策面も考慮しますときに、こうした法律にのっとりたスライド制を回避させていただいた、いただくことにしたと、こういう総合的な判断の結果である」（平成14年3月19日参議院厚生労働委員会〔乙全第18号証34ページ〕）と発言しているとおりである。

第3 「第5 求釈明3 『特例水準』解消の必要性に関して」の「2 求釈明事項」について

- 1 「(1) 被告は『特例水準』により現役世代に本来以上の負担を掛けることになるという主張されるが、『特例水準』の年金を支給した場合とそうでない場合とで、現役世代の負担額にどのような差異が生じるのか、その具体的な内容・程度を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)7ページ)について

我が国の年金制度の財政方式は、制度に加入している現役世代（被保険者）が負担する保険料を財源として、仕送りのようにその時の高齢者等の年金給付に充てる、世代と世代の支え合いである「賦課方式」を原則としつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益等についても給付に活用し、また、基礎年金の給付費については国庫負担も充てている。

平成16年改正法では、「保険料水準固定方式」を採用し、最終的な保険料水準を法律で規定し、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的に調整するマクロ経済スライドの仕組みを設け、将来の現役世代の過重な負担を回避することとした。そして、将来の保険料水準を固定したことにより、長期的な保険料収入についても固定されることになるため、給付についても、固定された保険料収入、積立金及び国庫負担の範囲内で賄うこととなる。そうすると、現在の受給者に高い水準の年金を支給し続けた場合には、長期的な給付と負担の balan

スを欠き、将来の受給者の給付を賄うための財源は減少することとなるから、将来世代の給付水準を下げる必要が生じる。

なお、念のため付言するに、原告らの前記求釈明は、年金の積立金がこれまでに潤沢に蓄えられており、かつその運用益をも考慮すれば、現在の年金受給者の年金額を減額しなかったとしても、将来世代の給付水準は下がらないとの想定を前提としているものと思われる。しかしながら、既に被告が被告第1準備書面第2の5(2)(35ないし38ページ)で述べたとおり、少子高齢化の進行に伴い、年金の担い手となる現役世代は減少し、年金受給者が増大する傾向にあるため、現役世代の保険料収入のみでは年金額を賄い切れない事態が容易に想定され、適時に積立金を充てることが必要となる。そして、かかる事態が繰り返されれば、当然、いずれかの時点で積立金が枯渇することとなり、その時点で、年金額を維持するため、保険料を引き上げるか、あるいは、年金額を引き下げる必要があり、ひいては年金制度の存続すら危ぶまれるのである。

実際、平成16年財政再計算においては、平成14年1月に公表された将来推計人口に基づき、年金財政の将来見通しを作成したところ、平成16年改正法による年金制度の改正前の給付水準及び基礎年金国庫負担割合(3分の1)を維持すれば、厚生年金の保険料率は年収の25.9パーセントまで、国民年金の保険料は月額2万9500円(平成16年度価格)まで引き上げることが必要と見込まれたとされた。他方で、仮に給付水準及び基礎年金国庫負担割合(3分の1)を維持しつつ、保険料水準を引き上げなかった場合には、厚生年金の積立金は平成33年度、国民年金の積立金は平成29年度にそれぞれ枯渇し、その後は財源不足状態に陥り年金の支給に支障が生じるという見通しとなるものとされた(以上につき、乙全第31号証11ないし13, 65, 66, 69, 70ページ)。そして、平成24年改正法により年金額が減額された後の平成26年財政検証の結果においてさえ、一定の経済状況の下においては、機械的に給付水準調整を続けても国民年金は平成67年度(2055年度)に

積立金がなくなり、かつ、所得代替率も35ないし37パーセント程度しか確保できない事態が想定の一つとして挙げられているところである（乙全第32号証24ページ）。それゆえ、現時点において積立金が存在することを根拠に、現在の年金受給者の年金額を減額しなかったとしても、将来世代の給付水準は下がらないなどといった想定は、見通しの甘い非現実的な想定であるといわざるを得ない。

以上のように、本来水準と特例水準の差額分については、将来世代が将来に受給すべき年金給付の財源を充てていることになる。

- 2 「(2) 平成24年改正法で『特例水準』の解消が行われたとするが、このような方式を採用するにあたり、年金受給者の年金水準、生活実態、『特例水準』の解消を理由に年金額を低下させることによる不利益の内容・程度について、検討が行われた否か(マ)。行われたとすれば、どこでどのような検討が行われたか、及び、その検討の内容を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)7ページ) について

平成24年改正法の制定に当たり、「年金受給者の生活水準、生活実態、特例水準解消を理由に年金額を低下させることによる」具体的な「不利益の程度・内容」を取り上げて検討を行った記録は存在しない。

そもそも特例水準による年金額は、本来水準に比べて高い年金額であり、特例水準の解消それ自体は年金受給者にとって影響は大きいものの、直ちに不利益となるものではない。また、既に被告第1準備書面第2の5(1)ア(イ)(31ないし34ページ)で述べたとおり、特例水準は、単年度ごとに特別措置として設けられたものであり、本来的に解消されるべきものである。そのため、特例水準解消に伴う年金受給者の具体的な不利益の程度・内容について、殊更に取り上げて検討が行われなかったのである。

もっとも、後記3において述べるとおり、特例水準解消に伴い、年金受給者に事実上の影響が及ぶことが考えられるため、この点を考慮して、3年間で段

階的に特例水準を解消するものとされたのである。

- 3 「(3) 平成25年から平成27年の3年間で『特例水準』を解消しなければならなかった必要性について、どこでどのように検討されたのか、その内容を具体的に明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)7ページ)について

年金改革は、社会保障と税の一体改革の具体的方向について取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案(平成23年7月1日閣議報告)」(乙全第33号証)において優先的に取り組むこととされ(同号証3,4ページ)、「政府・与党においては、本成案に基づき更に検討を進め、その具体化を図ることとする。」(同号証1ページ)とされたことから、社会保障審議会年金部会^{*1}(以下、社会保障審議会のことを「審議会」、審議会年金部会のことを「年金部会」という。)においては、マクロ経済スライドに係る議論にあわせて、引き続き特例水準の解消の必要性等の検討が進められた。

年金部会は、平成24年改正に向けて、平成23年8月26日から平成24年2月6日までの間に計11回開催されているところ、このうち、特に3年間という期間で特例水準を解消することについて、委員の発言回数が多い回次、議題及び主な発言内容は、次のとおりである。

- (1) 第7回年金部会(平成23年12月1日開催。議題は「これまでの議論の整理」。乙全第34号証)

「(特例水準の解消)ですが、これは、解消する必要があると考えております。ただし、3年間での解消は年金受給者にとって影響が大きいと思えます。(中略)もう少し解消年月を柔軟に考え、5年以上にするとか、解消方

*1 社会保障審議会とは、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)6条1項の規定により設置された審議会であり、同法7条1項のとおり、厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議する事務などをつかさどる。=また、同審議会年金部会は、社会保障審議会令(平成12年政令第282号)6条1項の規定により審議会に設置された部会である。

法は検討する必要があるのではないかと考えます。」(同号証5ページ)

「特例水準の解消についてですが、これは私(引用者注:発言した委員)も直ちに進める必要がある政策だと思います。財政的にもインパクトが大きいと思います。ただ、(中略)年金受給者の方々に対する丁寧な説明が必要です。」(同ページ)

「やはり第一の優先事項は、特例水準の解消であると思っております。その点は、本日の皆さまの意見を伺っていても、委員の意見が一致しているところかと思えます(中略)私(引用者注:発言した委員)は来年度から3年間をめどに解消に取り組む必要があるのではないかと感じています。」(同号証8ページ)

「特例水準の解消は、(中略)私(引用者注:発言した委員)も3年程度で行うべきと考えます。」(同ページ)

「今日の話の中の特例水準の解消というのは、なるべく早めに進めるべきだと思います。別に3年でしなくても、1年であっても大したことはないという怒られるかもしれませんが、2.5%ですから(中略)。」(同号証11ページ)

- (2) 第8回年金部会(平成23年12月16日開催。議題は「これまでの議論の整理」。乙全35号証)

「特例水準でございますけれども、マクロ経済スライドの問題(引用者注:発言した委員は特例水準が解消されないとマクロ経済スライドが発動されないことを問題としている。)は長引けば当然先へ進むことになりますので、将来へ負担を先送りしていくことを避ける意味でも、是非3年以内で特例水準を解消していただいて、なるべく早い時点でマクロ経済スライドを導入していくという方向で検討していただきたいと考えております。将来へ負担のツケを回さないということが肝要だと指摘をさせていただきます。」(同号証5ページ)

4 「(4) マクロ経済スライドの適用が予定されている期間を、その根拠とともに明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)7ページ)について

(1) マクロ経済スライドによる調整については、国年法4条の3及び厚年法2条の4において、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(「財政の現況及び見通し」)を作成しなければならないと定められており(以下、「財政の現況及び見通し」を作成することを「財政検証」という。)、財政検証を行うに当たり、将来人口、労働力、経済状況などについて収入、支出に影響を及ぼす事情を推計し前提条件を定めた上で行われている。

したがって、マクロ経済スライドによる調整期間については、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り、出生率、平均余命等により変動することから具体的な期間を示すことはできない。

(2) なお、平成26年の財政検証では、平成26年6月3日に開催された第21回年金部会において、「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成26年財政検証結果—」(乙全32号証)が公表され、年金部会の事務局から、「平成21年の財政検証のときは、いわゆる基本ケースと呼ばれるケースで、基礎年金が2038年度までマクロ経済スライドで給付水準調整を行うという見込みとなっておりましたが、今回は、ケースAからEまでで見ていただきますと、2043年度ないし2044年度まで、おおむね5年おくれぐらいの形になっている(引用者注:同号証17ないし21ページ参照)。これは、足下でマクロ経済スライドの開始がおこなわれていることによりまして、足下の給付水準が高止まっている。」と財政検証の結果が報告されている(乙全第36号証3ページ)。

第4 「第6 求釈明4 『特例水準』の『解消』に関して」の「2 求釈明事項」について

「そこで、平成12年～14年制定の特例法によって特例とされた本来水準との1.7%の差は、平成18年度～20年度の3年間で物価指数が1.7%上昇したにもかかわらず年金支給額が据え置かれたことによって、解消されたことになるのではないか。」(原告ら準備書面(2)8ページ)について

- 1 原告らの指摘するとおり、平成18年は0.3パーセント、平成20年は1.4パーセント物価指数が上昇しているが、平成21年度時点で特例水準は解消されていない。これは、平成16年改正法により、平成17年度以降の年金額が、物価スライド及び賃金スライドによって改定されるようになったことによるものである。
- 2 (1) すなわち、平成16年改正法により、既裁定年金額、すなわち、「受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度」(以下「基準年度」という。)以後の年金額(68歳になる年の年金額)の本来水準の改定率については、物価変動率が名目手取り賃金変動率(物価変動率に2ないし4年前の実質賃金変動率及び可処分所得割合変化率を乗じた率)を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1以上となるときは、名目手取り賃金変動率を基準とすべきものとされた(国年法27条の3第2項1号、厚年法43条の3第3項1号)。
- (2) そして、平成18年の物価上昇率による平成19年度の物価変動率及び平成20年の物価上昇率による平成21年度の物価変動率は、いずれも当該年度の名目手取り賃金変動率を上回るものであったため、前記各年度の本来水準の年金額は、名目手取り賃金変動率に基づく賃金スライドによることとなる。その結果、後記図1のとおり、平成21年度時点で、特例水準と本来水準との間には、なお0.8パーセントのかい離があったのであり、特例水準は解消されていなかったのである。
- 3 なお、前記2(1)の各規定は、平成16年改正法により、年金の実質的価値を維持する方法が改定されたことによるものである。

(1) すなわち、被告第1準備書面第2の4(2)(23及び24ページ)で述べたとおり、年金の実質的価値の維持は、平成12年改正法による改正までは、5年に一度の財政再計算において現役世代の賃金動向に対応して行われる賃金再評価や政策改定と、その間の物価スライドに基づく改定とで図られていた。そして、平成12年改正法による改正後は、少子高齢化が進む中、現役世代の負担能力を表す賃金上昇の伸びが低下している状況を踏まえ、既裁定年金額については賃金再評価や政策改定を行わず、物価スライドによる改定のみを行うこととされた。

これに対し、平成16年改正法では、保険料水準固定方式が導入され、年金額の自動調整が行われることとなったため、これに伴い、財政再計算及びこれに伴う賃金再評価や政策改定自体が廃止された。

そして、これに代わるものとして、新規裁定年金額、すなわち、基準年度より前の年度の年金額(おおむね67歳までの年金額)の本来水準については、原則として、名目手取り賃金変動率を基準に年金額の改定が行われることとされ、これにより、現役世代の負担能力を表す賃金水準の動向を年金額に反映することとしたのである。また、既裁定年金額の本来水準については、原則として、物価変動率を基準に年金額の改定を行うこととしつつも、名目手取り賃金変動率及び物価変動率がいずれも1を上回り、前者が後者よりも低率である場合に、既裁定年金額の改定率が、現役世代の負担能力を表す賃金水準の上昇以上に高くなることは適当ではないと考えられたため、この場合、新規裁定年金額と同様に、前記のとおり、名目手取り賃金変動率を基準に改定するものとされたのである。これらをもって、年金の実質的価値を維持することとしてきたのである。

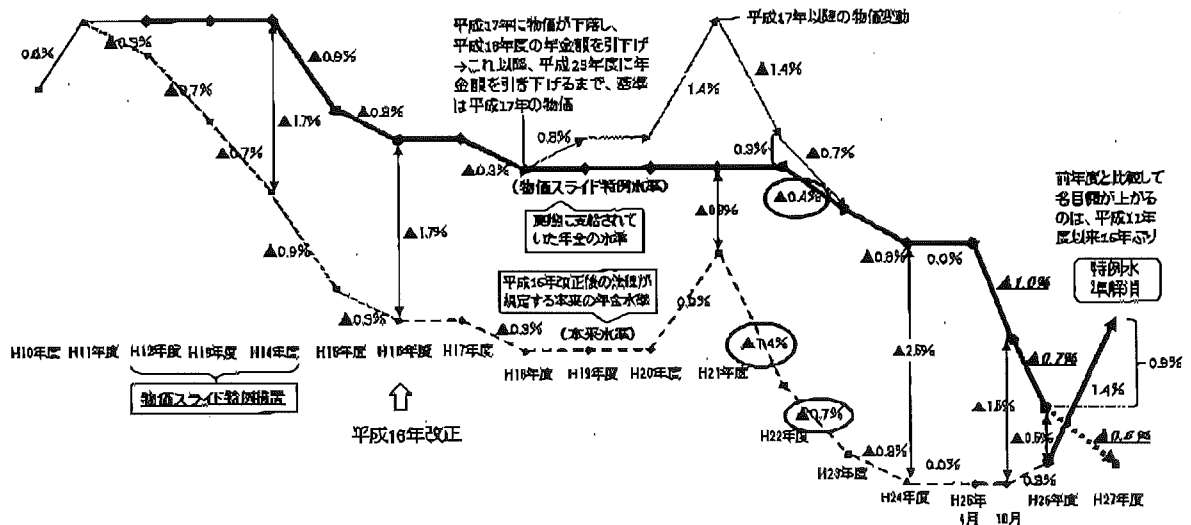
(2) このように、平成16年改正法制定以降は、物価水準の動向のみならず、賃金水準の動向をも考慮して年金額が自動改定され、年金の実質的価値が維持されてきたのであって、平成19年度から平成21年度の賃金水準の動向

を考慮せずに、物価水準の動向のみから、平成21年時点の特例水準による年金額が年金の実質的価値を維持してきたものであると評価することはできない。

また、その後の年金額改定の推移を見ても、平成16年改正法に基づき、本来水準が、平成22年度マイナス1.4パーセント、平成23年度はマイナス0.7パーセント減額している（下図赤丸参照）のに対し、特例水準は、平成22年度は改定がなく、平成23年度にマイナス0.4パーセントの減額がされている（下図青丸参照）にとどまる。

(図1)

【本来水準と特例水準の年金額改定の推移】



4 以上のおり、平成18年ないし平成20年の物価指数の上昇によって本来水準の年金額と特例水準の年金額の乖離が解消されたとの事実はない。

第5 「第7 求釈明5 年金積立金について」の「2 求釈明事項」について

1 「(1) 年金積立金の収入費目と費目ごとの金額及び支出費目と支出費目ごとの金額並びに残高について、平成12年度から平成27年年度(マ)まで各年度の積立金会計を明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)8ページ)について

本件訴訟における原告らの主張と関連し得る平成25年度までの年金特別会計の厚生年金・国民年金勘定の積立金（以下「積立金」という。）の推移は、別紙1「第2-2-15表 厚生年金の収支状況の推移」及び別紙2「第2-2-16表 国民年金の収支状況の推移」に記載のとおりである（乙全第37号証93, 96ページ）。

- 2 「(2) 年金積立金が今後増額等していくと予測される金額の推移を明らかにされたい。」（原告ら準備書面(2)8ページ）及び「(5) 年金積立金を年金支給額の財源として充当していく時期、その理由を明らかされたい。」（原告ら準備書面(2)9ページ）について

(1) 年金積立金の推移の見通し

飽くまで平成21年財政検証の基本ケース（出生率が中位で経済前提が中位のケース）を基にした見通しではあるが、後記図2のとおり、平成21年度価格で見た場合、平成21年度から平成117年度までの間に、厚生年金、国民年金ともに、平成21年度から平成32年度頃にかけて積立金を取り崩し、その後平成52年度あるいは平成62年度頃までは積み上がり、それ以降約50年かけて緩やかに取り崩す見通しとなっている（乙全第38号証（大阪乙A第39号証）：平成21年度財政検証結果レポート：29ないし31ページ）。

- (2) 前記(1)の見通しのうち、平成52年度から平成62年度頃まで（2040年代）の年金積立金の増加について

我が国は急速に少子高齢化が進行しているが、65歳以上の高齢者と現役世代（20～64歳人口）の比率で高齢化率の進行を見ると、団塊ジュニア世代が受給者となる平成52年度から平成62年度頃（2040年代）以降、急速に高齢化が進み、超高齢社会が到来する見通しである。

後記図2で、平成52年度から平成62年度頃（2040年代）にかけて積立金の規模（平成21年度価格）が増加しているのは、このような超高齢

社会の到来に備えるためである（乙全第38号証29ページ）。

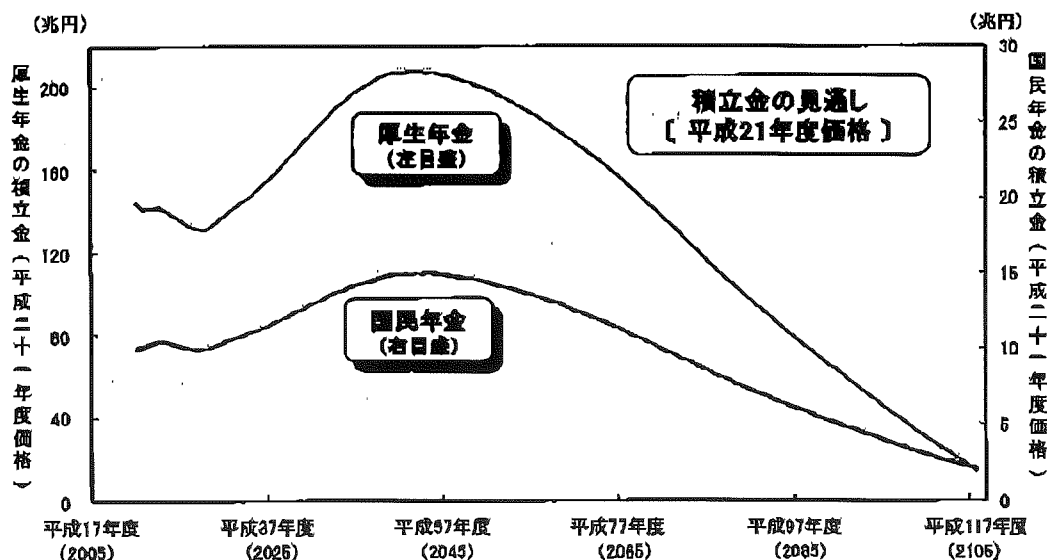
(3) 前記(1)のうち、平成52年度から平成62年度頃（2040年代）以降の年金積立金減少の見通しについて

後記図2によれば、平成52年度から平成62年度頃（2040年代）以降、平成21年度価格で見ると積立金は減少しているが、これは、平成52年度から平成62年度頃（2040年代）以降、高齢者への年金給付の規模に比べて現役世代の保険料収入の規模が小さくなることから、積立金財源を本格的に給付に充てる見通しとなっているためである（乙全第38号証29ページ）。

(図2)

第1-2-11 図 年金積立金の見通し（基本ケース）

○ 平成16年改正後は、今後、おおむね100年間にわたり財政が均衡するまで給付水準を自動調整することとしており、おおむね100年後(2105年度)に、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるように積立金水準の目標を設定することとなる。



(注1)基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)の場合。
 (注2)平成21年度価格とは、黄金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

(出典：平成21年財政検証結果レポート31ページより抜粋)

3 「(3) 被告は、『現在の受給者に高い水準の年金を支給し続けた場合、その分将来の受給者の給付を賄うための財源が減少し、将来世代の給付水準が低下

することとなりかねない状態であった。』(被告準備書面43頁)と主張する。ここで被告のいう『将来の受給者の給付を賄うための財源』とは年金積立金を含むのか。そうであるならば、『特例水準』が従前のまま続けば、具体的に年金積立金がどれだけ目減りすることになるのか明らかにされたい。(原告ら準備書面(2)8ページ)及び「(4)『特例水準』が解消される前の水準を継続した場合、年金積立金の目減りが、将来における年金の給付水準にどれだけの影響を与えることになるのかを明らかにされたい。」(原告ら準備書面(2)9ページ)について

(1) 公的年金については、その時々受給者数の変動等に伴い、その支給額の総額が変動する。また、その財源は、①保険料収入、②国庫負担、③年金積立金の運用収入及び④年金積立金元本の取り崩しによって賄われている。

そして、各財源のうち公的年金の支給に供される金額は、その時々保険料収入の状況や運用等の実績により変動するものであり、年金積立金の額も、そのような支給に供される金員の額の変動に伴って変動する。

そのため、個々の受給者に対する支給額に関して特例水準が継続されるとの仮定のみに基づき、将来にわたる年金積立金について「目減り」の額を示すことは極めて困難であり、そのような仮定を行うことは相当でない。

(2) ただし、前記第3の1で詳述したとおり、我が国において賦課方式が原則として採用されていることや、平成16年改正法により保険料水準固定方式が採用されたことに鑑みれば、本来水準より高額の特例水準で現在の受給者に年金を支給した場合、それにより将来世代に負担を掛けることとなる。

そうであるところ、基礎年金と厚生年金の給付費合計額(①)に、特例水準と本来水準とのかい離の割合(②)を乗じることにより得られる概算では

あるが*2、平成12年以降、特例水準が解消されるまでの15年間で、特例水準による年金の支給は、本来水準による場合と比べ、合計約9.3兆円多く支出されたといえる（なお、各年度ごとの内訳は別紙3のとおり。）。このことは、前記期間、特例水準による年金が支給されたことで、前記各年度において、本来水準で年金が支給されていた場合よりも積立額が少なかったことを意味する。例えば、平成24年度は、特例水準の年金の支給により、本来水準で支給するよりも約1.1兆円多く支出しており、当該年度の最終的な積立金の額も、相当額少ないこととなる。その結果、次年度以降、上記相当額分の積立金額を活用することができなくなるのであって、将来の受給者の給付を賄うための財源の減少に繋がるものである。そして、前記第3の1で述べたとおり、保険料水準固定方式の採用により、収入は固定されるのであるから、前記財源の減少は将来世代の給付水準の引き下げに繋がるのである。

もとより、前記(1)で述べたとおり、将来における年金財政や給付水準は、保険料収入の状況や運用等の実績により変動するのであるから、現時点で、その具体的金額を算出することは極めて困難である。しかしながら、前記のとおり、現在の年金受給者に対し、物価水準以上の過剰な年金を支給することは、将来世代の負担を増加することになるのであって、この点で、世代間の公平を害することとなり、結果として、持続可能な年金制度の実現を阻害

*2 なお、個々の年金受給者について本来水準による年金給付の額を算定し、実際に支給された特例水準による年金給付の額との差額を計算した上で、これを合計することで、より正確な金額を算出することは可能である。しかしながら、年金受給権者が厚生年金と国民年金とを合わせて平成25年度で延べ約4719万4000人にも上ることに鑑みれば（乙全第37号84、86ページ）、個々の年金受給権者の差額を計算し、これを積み上げて計算することは、實際上極めて困難である。

することにもなるのである。

そのため、このような不公平な状況を持続させないため、特例水準の解消が必要とされたのである。

以 上

第2-2-15表 厚生年金の収支状況の推移

(単位:億円)

年度	収入合計 (実質)				支出合計 (実質)	収支 差引残	年度末 積立金	積立 割合	
	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他					
昭和40 (1965)	3,815	2,974	57	784	1	398	3,418	14,411	29.2
45 (1970)	10,264	7,479	278	2,498	10	1,602	8,662	41,202	23.0
50 (1975)	31,161	22,020	1,589	7,510	43	9,701	21,460	122,869	10.6
55 (1980)	70,393	47,007	5,466	17,846	73	34,073	36,319	279,838	7.5
60 (1985)	117,599	75,053	9,135	33,294	116	64,613	52,986	507,828	7.3
61 (1986)	138,390	86,018	16,880	36,410	82	93,405	44,986	552,813	5.6
62 (1987)	143,559	89,142	16,436	37,877	104	100,351	43,208	599,638	5.6
63 (1988)	162,490	94,505	29,619	38,268	98	106,002	56,488	656,126	5.8
平成元 (1989)	161,103	104,910	16,943	39,159	91	115,055	46,048	702,175	5.8
2 (1990)	194,206	130,507	21,442	42,152	105	127,776	68,450	768,605	5.6
3 (1991)	212,636	142,141	23,739	46,652	104	141,270	71,366	839,970	5.5
4 (1992)	225,391	149,650	26,060	49,554	227	154,021	71,370	911,340	5.5
5 (1993)	232,746	153,476	28,377	50,772	123	165,383	87,365	978,705	5.8
6 (1994)	245,929	163,398	29,791	52,621	119	179,316	86,813	1,045,318	5.5
7 (1995)	270,624	186,933	28,295	55,289	128	197,831	72,793	1,118,111	5.4
8 (1996)	275,059	193,706	25,169	56,061	123	208,591	66,468	1,184,579	5.4
9 (1997)	297,001	206,832	27,115	56,637	7,418	224,020	72,981	1,257,560	5.4
10 (1998)	290,696	206,151	28,302	52,104	4,079	239,310	50,886	1,308,446	5.3
11 (1999)	291,036	202,099	36,356	47,286	5,294	261,493	39,542	1,347,988	5.3
12 (2000)	289,137	200,512	37,209	49,067	2,349	262,320	20,817	1,368,804	5.2
13 (2001)	278,198 [266,131]	199,360	38,164	38,607 [26,541]	2,087	273,068	5,130 [△ 6,937]	1,373,934 [1,345,967]	5.1 [5.0]
14 (2002)	290,775 [262,456]	202,034	40,036	31,071 [2,791]	17,635	287,686	3,089 [△ 25,250]	1,377,023 [1,320,717]	4.8 [4.7]
15 (2003)	293,543 [394,890]	192,425	41,046	22,884 [64,232]	37,188	295,865	△ 3,312 [39,036]	1,374,110 [1,359,151]	4.7 [4.5]
16 (2004)	309,140 [329,948]	194,537	42,792	16,125 [36,934]	55,686	306,631	2,509 [23,317]	1,376,619 [1,382,468]	4.5 [4.5]
17 (2005)	300,686 [374,280]	200,584	45,394	18,238 [91,893]	36,408	353,284	△ 52,598 [20,997]	1,324,020 [1,403,465]	4.4 [4.4]
18 (2006)	297,954 [315,036]	209,836	48,285	25,708 [42,790]	14,126	320,994	△ 23,040 [5,963]	1,300,980 [1,397,609]	4.1 [4.4]
19 (2007)	299,463 [234,176]	219,601	51,659	16,582 [△ 48,706]	11,581	329,876	△ 30,412 [△ 95,699]	1,270,569 [1,301,810]	4.0 [4.3]
20 (2008)	309,480 [204,546]	226,905	54,323	17,682 [△ 87,252]	10,570	339,860	△ 30,380 [△ 135,314]	1,240,188 [1,166,496]	3.8 [3.8]
21 (2009)	320,463 [406,671]	222,409	77,983	50 [86,258]	20,020	365,599	△ 45,136 [41,072]	1,195,052 [1,207,668]	3.4 [3.2]
22 (2010)	319,358 [313,758]	227,252	84,926	2,518 [△ 3,069]	5,259	379,804	△ 60,448 [△ 66,036]	1,134,604 [1,141,532]	3.2 [3.2]
23 (2011)	326,080 [348,878]	234,699	84,992	1,403 [24,201]	4,986	376,420	△ 49,341 [△ 26,542]	1,085,263 [1,114,990]	3.0 [3.0]
24 (2012)	333,206 [431,948]	241,549	80,583	5,965 [104,707]	5,109	368,115	△ 34,909 [63,833]	1,060,354 [1,178,823]	3.0 [3.0]
25 (2013)	357,754 [433,686]	250,472	83,058	19,396 [95,329]	4,827	376,371	△ 18,617 [57,316]	1,031,737 [1,256,139]	2.3 [3.3]

(注) 1 支出合計 (実質) は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
 2 昭和61(1986)年度以降の収入合計 (実質) と支出合計 (実質) は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計 (実質) は、積立金より受入の額を除いたものである。
 3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金 (平成17年度は年金資金運用基金納付金) を含むものである。
 4 上記の [] 内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す厚生年金の特別会計の決算とは異なる。(ただし、平成15年については、さらに厚生年金基金の代行返上による物納599億円を含む。)

第2-2-16表 国民年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計 (実質)				支出合計 (実質)	収支 差引額	年度末 積立金
	保険料収入	国庫負担	運用収入				
昭和36 (1961)	305	184	116	5	0	305	305
40 (1965)	497	246	146	108	19	478	1,946
45 (1970)	1,849	1,064	394	391	163	1,686	7,271
46 (1971)	2,362	1,224	632	506	259	2,103	9,390
47 (1972)	2,846	1,503	717	645	495	2,371	11,761
48 (1973)	3,516	1,747	969	798	807	2,709	14,470
49 (1974)	4,053	2,808	878	957	2,217	2,436	16,906
50 (1975)	6,938	3,690	2,133	1,093	4,623	2,315	18,147
61 (1976)	7,547	4,111	1,200	1,108	7,178	369	18,421
52 (1977)	9,950	6,293	2,391	1,108	9,526	425	18,466
63 (1978)	11,969	8,324	4,076	1,124	11,682	2,386	20,526
54 (1979)	16,915	10,059	5,214	1,253	13,587	3,328	23,596
65 (1980)	19,077	11,824	5,420	1,507	15,976	3,101	26,387
66 (1981)	20,601	12,404	5,996	1,824	18,662	1,939	28,093
67 (1982)	23,866	13,761	7,905	1,915	20,946	2,921	30,690
68 (1983)	21,789	14,804	4,895	1,926	22,839	△ 1,049	29,278
69 (1984)	24,226	15,007	6,957	1,841	24,516	△ 390	27,633
70 (1985)	27,323	15,782	8,431	1,827	26,882	441	25,939
61 (1986)	22,209	12,127	6,567	1,332	16,621	6,688	21,912
62 (1987)	23,652	12,621	7,250	1,338	17,008	6,644	26,197
63 (1988)	25,947	12,844	9,197	1,497	20,378	6,569	29,409
平成元 (1989)	26,458	12,841	9,700	1,514	21,300	5,157	32,216
2 (1990)	26,737	13,053	9,548	1,737	20,297	6,440	36,317
3 (1991)	29,631	14,505	10,623	2,057	20,046	9,686	43,572
4 (1992)	31,900	15,416	11,550	2,551	21,875	10,025	51,275
6 (1993)	34,011	16,466	12,382	2,789	24,510	9,501	58,468
6 (1994)	33,584	17,296	10,889	3,043	26,811	6,773	63,712
7 (1995)	34,861	18,251	11,846	3,184	28,049	6,813	69,516
8 (1996)	38,240	19,209	14,679	3,296	28,752	9,488	78,493
9 (1997)	36,738	19,453	13,322	3,405	30,548	6,190	84,683
10 (1998)	36,393	19,718	13,265	3,368	31,456	4,936	89,619
11 (1999)	36,529	20,025	13,227	3,236	31,531	4,998	94,617
12 (2000)	36,187	19,878	13,637	2,828	32,596	3,591	98,206
13 (2001)	36,143 [35,126]	19,538	14,307	2,263 [1,246]	34,861	1,282 [205]	99,490 [97,348]
14 (2002)	35,453 [33,184]	18,958	14,566	1,897 [△ 971]	35,834	△ 382 [△ 2,650]	99,108 [94,698]
15 (2003)	36,142 [39,101]	19,627	14,963	1,523 [4,482]	36,539	△ 497 [2,482]	98,612 [97,160]
16 (2004)	36,853 [37,244]	19,364	15,219	1,044 [2,664]	37,263	△ 1,620 [△ 10]	96,991 [97,151]
17 (2005)	37,873 [42,966]	19,480	17,020	1,357 [6,451]	43,350	△ 5,478 [△ 384]	91,514 [96,766]
18 (2006)	39,228 [40,143]	19,038	17,971	1,985 [2,879]	43,082	△ 3,853 [△ 2,939]	87,660 [93,828]
19 (2007)	38,466 [34,281]	18,592	18,438	1,113 [△ 9,073]	43,435	△ 4,969 [△ 9,163]	82,692 [84,674]
20 (2008)	37,546 [30,528]	17,470	18,558	1,099 [△ 5,924]	43,317	△ 5,772 [△ 12,789]	76,920 [71,825]
21 (2009)	37,813 [43,106]	16,950	20,554	3 [5,206]	39,911	△ 2,098 [9,195]	74,822 [75,079]
22 (2010)	34,010 [33,812]	16,717	18,898	3 [△ 194]	31,408	2,511 [2,314]	77,333 [77,394]
23 (2011)	34,701 [36,348]	16,807	18,660	15 [1,662]	34,717	△ 16 [1,632]	77,318 [79,025]
24 (2012)	38,816 [45,566]	16,124	21,958	343 [7,293]	43,145	△ 4,529 [2,421]	72,789 [81,446]
25 (2013)	39,178 [44,067]	16,178	21,119	1,733 [6,622]	41,021	△ 1,844 [3,048]	70,945 [84,492]

(注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
 2 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。
 3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金資金運用基金納付金)を含むものである。
 4 上記の[]内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

別紙3

■特例水準による年金財政に対する影響-平成21年度まで(乙全第39号16ページ)

	基礎年金と厚生年金の給付費合計①	特例水準と本来水準の乖離②	①×②
12年度	31.1兆円	0.3%	0.1兆円
13年度	32.3兆円	1.0%	0.3兆円
14年度	33.6兆円	1.7%	0.6兆円
15年度	34.8兆円	1.7%	0.6兆円
16年度	36.0兆円	1.7%	0.6兆円
17年度	37.1兆円	1.7%	0.6兆円
18年度	38.1兆円	1.7%	0.6兆円
19年度	38.9兆円	1.7%	0.7兆円
20年度	40.1兆円	1.7%	0.7兆円
21年度	42.0兆円	0.8%	0.3兆円
小計	364.0兆円	—	5.1兆円

■平成22年度以降についての試算

22年度	42.7兆円	2.2%	0.9兆円
23年度	42.7兆円	2.5%	1.1兆円
24年度	43.4兆円	2.5%	1.1兆円
25年4月～	44.1兆円	2.5%	0.6兆円
25年10月～		1.5%	0.3兆円
26年度	44.3兆円	0.5%	0.2兆円
小計	217.2兆円	—	4.2兆円

26年度まで累計

9.3兆円

※①欄の数字は乙全第40、41号に基づく。なお、百億の位で四捨五入した。

※厚生年金については基礎年金拠出金として基礎年金勘定に支出しているが、同勘定からは基礎年金交付金として収入もあり、同額分は給付としての支出に当たらないことから支出合計から控除している。

※②欄の数字は乙全第37号証133ページより。

※平成25年度は10月から特例水準が1%解消されているため、年度合計支出を機械的に2分の1に案分した。